

長崎県市町村行政振興協議会公告第1号

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和6年4月16日

長崎県市町村行政振興協議会 会長 古庄 剛 ㊟

1 調達背景および目的

長崎県市町村行政振興協議会（以下「本協議会」という。）は、市町行政の行財政運営を支援する目的のために、長崎県内の全市町村を構成団体として平成19年に設立した公共的任意団体です。

本共同調達につきましては、市町村が各種業務システムにおいて使用する機器について、市町村間での仕様の違いが少ないという特徴があることから、市町の機器導入コスト軽減及び調達事務手続きの簡素化を目的として、本協議会が支援事業の一環として実施するものであります。

2 共同調達に付する調達の内容

(1) 入札物件名

令和6年度電算用機器共同調達

(2) 入札物件

- ・パソコン一式
- ・プリンター式

(3) 入札物件の数量

【パソコン一式】

- ・デスクトップパソコン 21台
- ・ノートパソコン 35台

【プリンター式】

- ・プリンタ 4台

3 入札参加資格要件

本調達における入札参加資格要件は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 長崎県の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 長崎県内に本社又は支社（支店・営業所含む）を有していること。
- (4) 全ての共同調達参加団体において指名停止又は指名保留処分（措置期間中を含む）を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 本業務の履行能力があること。
- (8) 過去 2 年間の間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績があること。

4 入札に必要な提出書類

本入札では、入札金額を記入した入札書の提出の前に、入札参加資格要件及び提案予定機器の仕様等について、内容を満たしているかについての事前審査を行うこととする。なお、本協議会が必要と認めた場合には、個別照会や関係書類の提出又は修正を求める場合がある。

(1) 事前審査時提出書類

【入札参加資格審査に関する書類】

- ① 一般競争入札参加申請書（様式 1）
- ② 入札資格参加要件(上記 3-(2))が証明できる書類等の写し
- ③ 入札資格参加要件(上記 3-(8))の業務実績に関する書類(国又は地方公共団体から受注した同種の業務で業務が完了した契約書の写し等)

【適合規格審査に関する書類】

- ① 適合規格承認申請書（様式 2）
- ② 実施体制届

適合規格承認申請を行う物品等に関して、契約者と納入業者などとの関係がわかる体制図を提出すること。

- ③ 製品カタログ等（2 部）（カラーコピー可）

カタログにインデックス（付番）し、適合規格申請書に機器仕様ごとにカタログの記載部分がわかるようにすること。

(2) 事前審査書類の提出期限等

- ① 提出期限 令和 6 年 5 月 10 日(金) 17 時

- ② 提出先

長崎市栄町 4 番 9 号 長崎県市町村会館 2 階

長崎県市町村行政振興協議会 行政課（担当：平野）

電話番号 095（827）5511

- ③ 提出方法 持参又は郵送

- ④ 事前審査期間 令和 6 年 5 月 13 日(月)から 令和 6 年 5 月 17 日(金)まで

(3) 事前審査結果の通知

事前審査の結果、「入札参加資格を有しない」又は「規格審査に適合しない」と認めた場合には、入札に参加することはできない。なお、審査結果は、審査期間終了後、メール又は FAX にて速やかに通知する。

(4) その他

- ① 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。

- ③ 提出書類は返却しないものとする。
- ④ 提出書類は公表しないものとする。

5 入札及び落札業者の決定方法

(1) 入札日時及び場所

① 入札日時

令和6年5月31日（金） 午前9時～

② 入札場所

長崎県長崎市栄町4番9号

長崎県市町村会館3階 第3会議室

③ 入札説明会の日時及び場所

実施しない

(2) 入札方法

① 入札する金額

入札は、機器購入代金と各種オプション料金の合計額で行う。なお、各種オプションの有無については、仕様書に従うこと。入札金額は、各共同調達参加団体の当該金額を合算して算出すること。

入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

② 入札時提出書類

入札者は、所定の入札書及び積算内訳書を作成し、封をしたうえで、所定の場所及び日時に入札すること。

なお、落札業者は、入札終了後、速やかに共同調達参加団体ごとの積算内訳書を提出してください。共同調達参加団体ごとの内訳書については、機器単価が団体毎に相違することがないように注意すること。

また、代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出すること。

(3) 入札を辞退する場合

入札を辞退する場合は、入札辞退届を入札日時の前日の 17 時までに「4(2)

②」の提出先に提出しなければならない。

(4) 入札の無効

- ① 入札参加資格を有しない者のした入札
- ② 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- ③ 伝送をもって送付してきた入札
- ④ 入札書に記名押印を欠く入札
- ⑤ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- ⑥ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- ⑦ 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札

⑧ その他、入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札事業者の決定方法

- ① 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとする。
- ② 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札業者とする。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度入札を実施する。なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届を提出することとする。
- ③ 落札業者となるべき同金額の入札者が2以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札業者を決定する。
- ④ 落札業者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札業者の決定を留保する場合がある。
- ⑤ 再度（2回目）の入札でも落札業者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための協議を行うこととする。

(6) 本協議会との覚書の締結

落札業者は、入札後に共同調達の実施に係る合意事項について、本協議会と覚書を取り交わすこととする。

(7) 入札結果の共同調達参加団体への通知

入札結果については、落札業者決定後速やかに各共同調達参加団体に通知する。

6 その他

- (1) 提案する機器およびソフトウェアは、原則として入札時点で製品化されているものとする。入札時点で製品化されていない機器またはソフトウェアによって応札する場合には、機器仕様を満たすことと納入期限までに製品化され納入できることを証明する書面を提出すること。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 今回の応札に関する事務経費は、全て入札参加業者負担とし、また、提出された書類等は全て返還しないものとする。
- (4) 入札保証金は、免除する。
- (5) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合がある。
- (6) 落札業者は、詳細仕様、納品時期等について、この説明書及び仕様書の記載内容のほか、各共同調達参加団体の担当者と協議すること。
- (7) 入札について質疑がある場合は、令和6年4月23日（火） 17時（期限厳守）までに下記へ電子メールでお問い合わせください。
問い合わせにあたっては、業者名、問い合わせ者の氏名・所属・メールアドレスを必ず明記してください。

なお、提出された質疑およびその回答は、長崎県市町村行政振興協議会ホームページ内に掲載します。当該回答文書は、本仕様書に対して追加又は修正したものとみなします。

(8) 本入札に係る詳細な内容については、「令和6年度電算用機器共同調達入札説明書」を確認すること。

【問い合わせ先】

長崎県市町村行政振興協議会（長崎県町村内） 担当：行政課 平野

メール：hirano@nagasaki-chosonkai.gr.jp

電話：095-827-5511

【長崎県市町村行政振興協議会ホームページ】

<http://www.nagasaki-gyoshin.jp/>